

吉田町監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年8月1日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

財政的援助団体等（公の施設の指定管理者）及び随時監査結果報告書  
（別紙のとおり）